川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第80号)の一部を次のように改正する。

目次中

に改める。

「 第3節 運営に関する基準(第47条~第55条)」

を

「 第3節 運営に関する基準 (第47条~第55条)

第6章 雜則(第56条)

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同

項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100床以上の指定介護療養型医療 施設にあっては、1人以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100床以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1人以上

第4条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第 3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項 第7号」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項におい て「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の 活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対 し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな ければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの 提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関 係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な 措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第31条に次の1項を加える。
- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第39条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第43条に次の2項を加える。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め

なければならない。

第44条第2項第1号ア())ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア())を削る。

第45条第2項第1号ア例ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア例を削る。

第46条第2項第1号ア份ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「としなければならない」を「とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア份を削る。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設 サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第56条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第11条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第14条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第14条第1項(前条において準用する場合を含む。)がでに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、 承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条 例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものに ついては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電 子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法 をいう。)によることができる。

附則第13項を削り、附則第14項中「介護療養型医療施設」の次に「(同日後に増築され、又は改築された部分を除く。)」を、「第5章」の次に「(第44条第2項第1号ア例及びイ例、第45条第2項第1号ア例及びイ例並びに第46条第2項第1号ア例及びイ例を除く。)」を加え、同項を附則第13項とし、附則第15項を附則第14項とし、附則第16項を附則第15項とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日 までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第39

- 条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第5 3条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ るのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項(新

条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

- 9 施行日以後、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(4)、第45条第2項第1号ア(4)及び第46条第2項第1号ア(4)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、第53条第2項、附則第2項、附則第3項、附則第9項並びに附則第10項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室であって、改正前の条例第44条第2項第1号アは、第45条第2項第1号アは及び第46条第2項第1号アはの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

参考資料

制定要旨

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の開設者は、看護師、介護福祉士等を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととすること、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。